

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット・携帯電話を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）けんかやふざけあいであっても、背景調査などを行い、いじめに該当するか否かを判断する。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 「心豊かで、思いやりのある児童生徒」（徳育）《心情の深化》を学校の具体的目標に掲げて、多様性を認めいじめや卑怯な振る舞いを許さない集団づくりを組織的に進めていく。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、生徒会活動としていじめを許さない取組をおこなう。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、及び必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。
- (オ) 発達障害のある生徒、外国籍の生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、被災し避難している生徒など、特に配慮が必要な生徒については生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対しても必要な指導を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査

いじめを早期に発見するため、在籍生徒への定期的な調査を次の通り実施する。

- ①生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
- ②保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、12月）
- ③教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（7月と12月）

(イ) いじめ相談体制

いじめ相談体制を充実・整備する。

- ①生徒指導通信を通して、SC（スクールカウンセラー）の紹介と利用を生徒・保護者に奨める。
- ②担任に限らず、すべての教職員が生徒理解を深める（学年担任制）。
- ③部活動休養日（週に2回）において、相談時間を確保する。

(ウ) いじめ防止法と教職員の資質の向上

いじめ防止対策推進法（いじめ防止法）に記載された義務を教職員で確認する。また、いじめに関わる研修内容を教職員に還流し、教職員の資質向上を図る。

ウ インターネット・携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット・携帯電話を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット・携帯電話を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、実態把握を行い、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

「いじめ防止基本方針」の見直し、現状の分析、いじめ防止の方向性等、いじめ対策の全般的な方針を検討するため、「いじめ対策委員会（校内支援委員会）」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、学年主任、生徒支援担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

<活動>

- ①「いじめ防止基本方針」の見直し
- ②現状の分析・理解・対処
- ③重大事案への対処
- ④いじめ対策の全般的な方針の検討

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ発生時は「**調査委員会**」組織を緊急に開催する。
重大事案と認められた場合は、市教委に報告し、いじめ防止対策推進法に基づき「**いじめ問題対策委員会**」組織を設置する。

イ いじめの防止及びいじめ対応のための組織「生徒指導部会」の設置

いじめの防止及びいじめ対応を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導部会」を設置する。

<構成員>

生徒指導主事、学年生徒指導担当、生徒支援担当、不登校担当、養護教諭、スクールカウンセラー

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

ウ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

いじめが解消している状態→①いじめに係る行為が止んでいる。②生徒が心身の苦痛を感じていない。

(ウ) 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 「**調査委員会**」組織を設置する。

イ 校内関係者で組織的に対応、検討する。

ウ 重大事態と判断した場合は、南アルプス市教育委員会に速やかに報告する。

エ 教育委員会と協議の上、「いじめ対策委員会」を基に、当該事案に対処する「**いじめ問題対策委員会**」組織を設置する。

オ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

カ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※重大事態となる欠席数は30日を基本とするが、この数に満たない場合においても、連続欠席し精神的被害が大きい場合には重大事態とみなすこともある。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(5) 教職員評価における留意事項

常に生徒指導の中心にいじめ防止・対策を位置付け、管理職の指導・助言を受けつつ生徒の指導に当たる。また、その取組を自己評価する。

- ア 自己評価の中に、いじめに関する項目を入れる。
- イ より具体的に目標と評価項目を記入する。

(6) いじめ防止指導計画

※ 年度当初に、年度の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	会 議	防止対策	早期発見
4月	職員会議 いじめ対策委員会 (校内支援委員会)	学級開き、家庭訪問 教育相談期間	
5月	いじめ対策委員会 (校内支援委員会)	P T A 総会・学年部会・ 学級懇談会	Q-U の実施と結果の考 察
6月	いじめ対策委員会 (校内支援委員会)	ネット防犯教室	いじめアンケート
7月	いじめ対策委員会 (校内支援委員会)	教育相談期間	学校評価、個別懇談 スマホアンケート
8月	校内研究会	学年ごとの学級分析、人 間関係の情報交換	Q-U
9月	いじめ対策委員会 (校内支援委員会)	教育相談期間	
10月	いじめ対策委員会 (校内支援委員会)	人権教室	Q-U の実施と結果の考 察
11月	いじめ対策委員会 (校内支援委員会)		いじめアンケート
12月	いじめ対策委員会 (校内支援委員会)	教育相談期間	個別懇談 学校評価
1月	いじめ対策委員会 (校内支援委員会)	教育相談期間	
2月	いじめ対策委員会 (校内支援委員会)	学年部会	いじめアンケート
3月	いじめ対策委員会 (校内支援委員会)		